

テーマ:

正しい廃棄物管理を目指して

2017年7月22日  
(株)森銀

## 行政処分とその対応策

～たかが廃棄物、されど廃棄物～

北村行政書士・産廃コンサルティング総合事務所

特定行政書士

北村 亨



# 1. 行政処分とは何か

## ① 目的

廃棄物に關与するものが、法律を守り適正に処理することを推進するために行われる行政行為。各都道府県知事、政令指定都市市長に権限

## ② 行政処分の種類:

- 改善命令
- 措置命令
- 処理施設の改善命令、使用停止命令、設置許可の取り消し
- 事業の停止命令、
- 処理業の許可取り消し

## ③ 行政指導:

上記②の行政処分に合せて又は事前に行われるもの。

•警告書、•指導書、•指示書、•口頭注意などがある。

## ④ 参考通知:「行政処分の指針について」(平成25年3月29日 環廃産発第303299号)

平成13年、平成18年、平成25年と累次にわたり改正。

テーマ:「正しい廃棄物管理を目指して」



## 2.山梨県産業廃棄物処理業者不利益処分要綱

### ①目的:

- 廃棄物処理に係る行政処分を行う基準と事務手続きを定めたもの

### ②対象:

- 処理業者(収集運搬、中間処理、最終処分) (無許可を含む)
- 処理施設設置者(みなし設置許可を含む)

### ③行政処分の始まり

- 指導前置原則:不利益処分には行政指導を事前に行う。(他と異なる)
- 立入検査は、原則として事前連絡なし。ある日突然来訪が原則
- 指導内容は、原則として文書にて行う。(対応には少し差異がある。)
- 立入検査拒否,忌避(きひ)、妨害は事業停止30日の対象となる。

### ④許可取り消しの場合: 「**聴聞の通知**」がある。行政庁にて潔白を主張。

### ⑤事業停止の場合: 「**弁明の機会の通知**」がある。文書で潔白を主張。

テーマ:「



### 3. 行政処分分類 I

- ①改善命令: (COCO番屋・ダイコーではこれがネックとなる)  
処理基準に不適合の収集・運搬・処分、又は保管基準に不適合の保管について基準に適合するように変更、改善を命ずる。
- ②措置命令:  
処理基準に不適合の収集・運搬・処分、又は保管基準に不適合の保管による生活環境上の支障には、支障除去を命ずる。(排出者にも)
- ③処理業の事業停止命令:  
廃棄物処理法にて定めた事項に違反した場合、期間(30日、60日、90日等)を定めて事業を停止する処分 【(注)山梨県は10日設定有】
- ④処理業の許可取り消し:  
他県市の産廃許可、一般廃棄物許可も取消し処分連鎖、確定
- ⑤処理施設の改善命令、使用停止命令、設置許可の取り消し

テーマ:「正しい廃棄物管理をめざして」



## 4. 行政処分分類 II

### ⑤ 処理施設の改善命令、

処理施設が、廃棄物処理法に定めた維持管理基準、技術管理基準に適合しなくなった場合、基準に合致するよう変更改善を命令。

### ⑥ 使用停止命令

処理施設が、廃棄物処理法に定めた維持管理基準、技術管理基準に適合しなくなった場合、使用を停止する命令。

### ⑦ 設置許可の取消し

処理施設が、廃棄物処理法に定めた維持管理基準、技術管理基準に適合しないか又は欠格要件により設置許可を取り消す処分



## 5. 行政処分の内容 I (株)田中商会① → 自主廃業

### ①取り消された処理業許可の種類:

- ・産廃収集運搬業許可
- ・特別管理産廃収集運搬業許可、
- ・産廃処分業許可
- ・都内の一般廃棄物処理業許可

### ②本社並びに新設中間処理施設の住所: 江東区新砂3-10-11

### ③処分理由:

- ・千葉県市川市において、一般廃棄物を収集運搬を行ったこと。

→無許可営業(法7条第1項)に該当

- ・千葉県において産廃収集運搬の積替え保管許可なく積替保管を行ったこと。 →事業範囲無許可変更(法第14条の2第1項)に該当

### ④処分内容:

処理業の許可取消し (法第14条の3の2第1項第5号)に該当

### ⑤欠格要件該当で、東京都、埼玉県、神奈川県等全ての許可取消し

テーマ:「正しい廃棄物管理を目指して」



## 6. 行政処分 of 具体的内容 I (株)田中商会 ② → 自主廃業

- ① 一般廃棄物は、ある排出者(船橋市)の依頼により産廃収集時に一廃物を収集し市川市内にある自社のビン・カン・ペットの中間処理施設に持ち込んでいた。(市川市、船橋市の一廃許可の取得がほとんど不可能)
- ② 持ち込んだ一般廃棄物は、施設に隣接の車庫にて都区内の一廃許可車両に積込み、23区一部事務組合の清掃工場に搬入処理していた。
- ③ ビン、缶、ペットの中間処理施設の空きスペースにて、許可品目以外の雑多な産廃物を保管し、まとまった時点で産廃として処理していた。
- ④ 行政処分調書では、処理施設内にて特別管理産業廃棄物(廃バッテリー)を無許可にて保管していたことも処分理由とされた。

◎対策は何か → :千葉県 of 行政処分であり、千葉県産廃許可を即時に廃止の手続きをすれば、東京都内 of 産廃収集運搬、中間処理、一般廃棄物の許可は取消しにならずにSAFEとなり、業の継続ができた

テーマ:「正しい廃棄物管理を目指して」



## 7.行政処分 of 具体的内容 II (株)長岡商店 ① 許可取消回避

### ①事業停止された処理業許可の種類

- 産業廃棄物の収集運搬業許可。 •産業廃棄物の処分業の許可
- 特別管理産業廃棄物収集運搬業許可 •産廃処理施設許可

②本社並びに処理施設の場所…東京都足立区入谷ほか

### ③処分理由:

- (1)処理を受託した産廃物につき、処分を終了させずに自ら保管していたのに産廃のマニフェスト伝票の写しの処分終了日欄に日付を入れて処理を委託した者に送付  
➡産廃管理票の虚偽記載(法12条の4第3項違反に該当)
- (2)東京都の立入検査の際に、隣接の貸倉庫を他社倉庫と偽り、立入検査を拒否  
➡立入検査拒否、妨害、忌避(法第30条第6号及び第7号違反に該当)

### ④処分内容:

- 産廃の収集運搬業の許可、•特別管理産廃の収集運搬業の許可、•産廃の処分業の許可の事業の全部停止30日間、及び産廃処理施設の使用停止30日間

⑤貸倉庫の現場が埼玉県内のため、当初は埼玉県の許可取消とする指導があった。

テーマ:「正しい廃棄物管理を目指して」





## 8.行政処分 of 具体的内容 II (株)長岡商店 ② 許可取消し回避

- ①埼玉県川口市内の貸倉庫二棟にて古紙類、及びペットボトルのプレス品を保管
- ②A倉庫では、廃棄物には該当しない有価見込物に限定して保管をしていた。
- ③B倉庫では、中間処理施設への搬入物の中で有価の資源物を持ち込保管していた。
- ④28/2に東京都と埼玉県による共同立入検査の際にB倉庫は他社の倉庫と偽った。
- ⑤再度の立入検査にて、虚偽による悪質な立ち入り検査の拒否とみなされた。
- ⑥廃棄物の無許可保管は、事業範囲無許可変更に該当し、許可取消処分に該当
- ⑦埼玉県の収運業の許可証の廃止届を聴聞通知前に提出し、許可取消を回避した。
- ⑧埼玉県の許可取消を回避した結果、東京都・他県の許可の取消しを免れた。



テーマ:「正しい廃棄物管理を目指して」

## 9.行政処分 of 具体的内容 Ⅲ (有)ダスト商会 ① →自己破産

### ①取消された処理業許可の種類

- 産業廃棄物収集運搬業許可
- 産業廃棄物処分業許可
- 産業廃棄物(中間処理)処理施設許可

②本社および処理施設の住所:杉並区荻窪一丁目21-16

### ③処分理由:

同社役員Aが、平成27年12月16日付けにて埼玉県の許可取り消し処分を受けた他法人(X)の役員であったために、廃棄物処理法に規定する許可の欠格要件に該当したため、ダスト商会が許可取消し処分を受けた。

### ④処分内容:

上記①に記載の全ての許可が取り消しとなった。

⑤欠格要件該当により、埼玉県、千葉県、神奈川県など許可取消し。

⑥ **他社が廃掃法の欠格要件該当により、兼任役員が在職の会社に連鎖**

テーマ:「正しい廃棄物管理を目指して」



## 10.行政処分の具体的内容 Ⅲ (有)ダスト商会 ② → 自己破産

### ① 廃棄物処理法に定める役員とは：

業務を執行する社員、取締役、執行役員またはこれに準ずる者をいい、相談役、顧問、その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。

### ② ダスト商会の他社の兼任役員等が遡って60日以内に在任か：

平成27年12月16日付けで許可取消処分を受けた法人（埼玉県許可）の行政手続法の規定による通知（取消行政処分）があった日前60以内における役員（埼玉県の法人）であったことにより、産業廃棄物収集運搬業（埼玉県の許可）の取消処分を受けた。

### ③ 許可取り消処分を受けた法人の役員等は、欠格要件に該当するため、兼任するダスト商会も欠格要件に該当し、許可取消処分。

テーマ：「正しい廃棄物管理を目指して」



## 11 行政処分を出す行政の目的

- ①産廃指導担当は、法令、条例に定める規定で許可業者を指導、規制する権限を付与されている。
- ②環境衛生指導員の権限は、全ての事業所、処理業者に立入り検査を行うことが可能です。
- ③警察の捜査権限は捜査令状がないと、事業所も処理業者に立入り検査することができない。
- ④生活環境の重大な支障の発生を事前に防止するために、タレコミ情報、住民苦情などには即対応する場合が多い。
- ⑤環境省の立場は、各都道府県に対し不法投棄防止などの取組みの強化を指示し、時には通知により支援対応している。
- ⑥行政は、産廃業の許可業者を全て完全に掌握している訳ではない。
- ⑦一罰百戒の考え方にて行政処分を間接的な効果を目的とする。

テーマ: 「正しい廃棄物管理を目指して」



## 12 まとめ

### (1)現状の問題点

- ①廃棄物処理法上の、日常的な課題、業務はこなせる会社は多い。  
委託契約書、マニフェスト伝票、実績報告、許可更新手続きなど。
- ②非日常的な事件が発生した場合には、担当者不在、経営層も的確な判断には慣れていない。パニックになるケースが少なくない。
- ③理由は、  
・行政、役所の考え方、対応が見えてこない。  
・産廃協会も、逃げ腰、引いてしまう。相談相手が不在。
- ④どの会社にも弱点があり、知られたくない。守りに入る例が多い。
- ⑤協会役員は、役所と表面的には対立を嫌う。役所の下請。限界有り。



## 13 まとめ

### (2) 行政の処分傾向と過去事例

①行政は、行政処分の対象は、出来れば大規模処理業者を避ける傾向がある。強制力の無い警告書、行政指導止まりがほとんどである。

②理由は、大規模許可業者を行政処分(事業停止、許可取り消し)の対象とすると、処分に伴う「廃棄物の行方、処理方法」を事前に想定し、対応する責任があるため。➡街にゴミがあふれて困るのは行政です。

③過去事例の紹介:

・栃木県の産廃協会の副会長、兼全国産廃協会連合会の中間処理部会長を務めていた会社が事業停止90日の処分を受けた。

・廃棄物処理法上の諸々の基本知識は有ったが、自社の廃棄物処理の運営、手続きに無頓着。行政が面倒を見てくれる期待、誤解が

テーマ:「正しい廃棄物管理を目指して」



## 14 まとめ

### (3) 行政処分のパターン

①過去:行政処分のパターン。

•現場の指示又は指導→改善命令→**非改善**→**事業停止**（段階有り）  
許可取消も、継続的な指導の上で、許可取消に至る例が多かった。

②現在:行政処分のパターン

•現場の指示又は指導→**非改善**→**事業停止**（段階を踏まずに直接）  
許可取消は、継続的指導なく、即時に許可取消となる例が多い

③理由:過去に許可更新を何回も行っており、当該業者は、法の知識が十分にあり、法の逸脱を承知の上違反行為を行っている。決めつけ有り



- ①許可業者は、日常的に「保管積み替え施設」、並びに「中間処理施設」の施設点検、チェック確認を行う。
  - ・法に定める施設維持管理基準、技術基準に則り点検、確認実施
- ②自社の組織内の人材又は外部の目で、自己監査を厳しく行う。
  - ・の部署の人員で、客観的な視点から監査する。なれ合い不可
- ③問題点が発見されたら、握りつぶすことなく即座に改善決定する。
  - ・経営層の第一番の基本的責務である。
- ④住民通報、行政指導の指摘で改善では間に合わない場合有り。
  - ・経営層が先ず率先して、改善対応の決意と覚悟が必要です。

